

1 四街道市自転車ネットワーク計画策定の趣旨

(1) 計画の背景

自転車は、距離が5 km未満の移動において、所要時間がほかの移動手段よりも短く、買い物や通勤・通学など、日常生活での身近な移動手段として親しまれています。

一方、近年の交通事故件数に占める自転車事故件数の割合は2割程度と高い水準で推移しており、自転車や歩行者の安全・安心の確保が課題となっています。

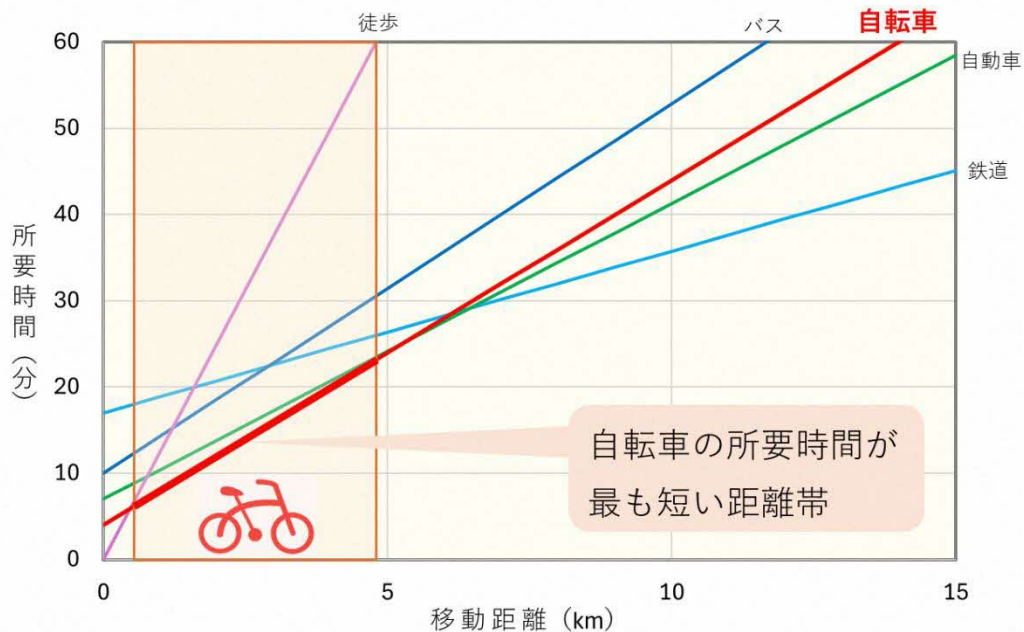
このような中、国土交通省道路局と警察庁交通局により「車道通行の原則」のもと、安全で快適な自転車通行空間を面的かつネットワーク的に整備するための技術的指針である「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（平成28年7月改定）が策定され、安全で快適な自転車利用環境の創出の促進が求められています。

コラム1

●都市内の交通手段としての自転車の可能性

自転車の移動距離と時間の相関関係

自転車は5 km程度の短距離の移動においては、ほかの交通手段よりも移動時間が短く、都市内交通として最も効率的な移動手段です。



徒歩：4.8km/h	バス：10分+14km/h
自転車：入出庫4分+15km/h	{徒歩6分(発着地計)・待ち時間4分}
自動車：入出庫7分+17.5km/h	鉄道：17分+32km/h
	{徒歩12分(発着地計)・駅内移動3分(1駅)・待ち時間2分(1駅)}

出典：国土交通省・第32回 総合的交通基盤整備連絡会議
資料7 都市交通としての自転車の利用について（平成24年1月時点）

(2) 計画の目的

本計画は、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づき、自転車通行空間の具体的な整備箇所、整備形態、整備優先度を定め、効率的・効果的に整備を進めることを目的とします。

(3) 計画の位置づけ

本計画は、下図のとおり国が策定する「自転車活用推進計画」、千葉県が策定する「千葉県自転車活用推進計画」を踏まえ、本市のまちづくりの指針である「四街道市総合計画」及び「四街道市都市計画マスタープラン」を上位計画とする「四街道市自転車活用推進計画」の施策内容の一部として整合させ、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を踏まえて策定します。

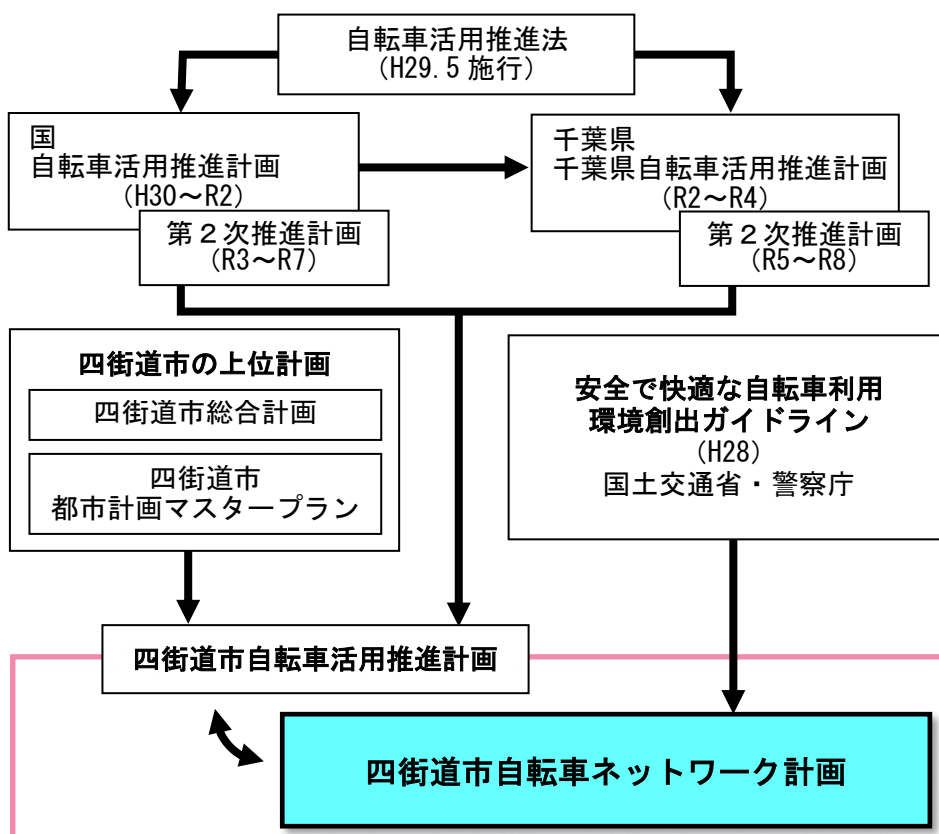


図 1-1 計画の位置づけ

(4) 計画の区域と期間

本計画の対象とする区域は、市内全域とします。

また、自転車通行空間の整備には、長期的な視野を持って対応する必要があるため、計画の期間は、令和6年度から令和15年度の10か年とし、中間の令和10年度に計画の進捗状況を確認し、必要に応じて見直しを行います。

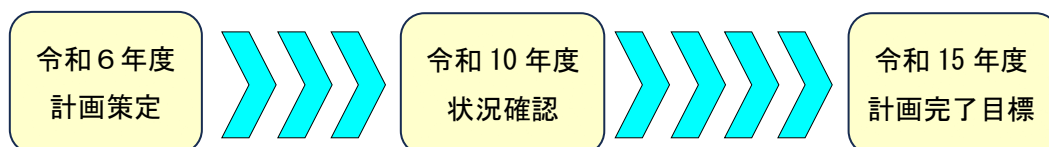


図 1-2 計画の区域と期間